

アルゼンチン
意匠規則

1965年7月20日法令第5,682/65号

目次

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第7条
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条
- 第12条
- 第13条
- 第14条
- 第15条
- 第16条
- 第17条
- 第18条
- 第19条
- 第20条
- 第21条
- 第22条
- 第23条
- 第24条
- 第25条
- 第26条
- 第27条
- 第28条

第1条

工業意匠登録出願は、国立産業財産機関にしなければならない。

国立産業財産機関は、自らの負担で工業意匠登録簿を備えなければならない。

第2条

願書は、スペイン語をもって、かつ公文書作成上の慣行に従って作成しなければならない。

願書には次のことを記載しなければならない。

- (a) 出願人が自然人であるときは、その姓名及びその同一性を確認するために必要な事項。出願人が法人その他の事業体であるときは、その名称その他の商号及びその法的存在を確認するために必要な事項
- (b) 住所及び法定宛先
- (c) 出願人が意匠の創作者又はその適法な承継人である旨の出願人の宣誓付き陳述
- (d) 意匠が合体又は適用された製品の性質に関する表示
- (e) 通常の委任状に基いて又は法定代理人として行為する者は、国立産業財産機関規則第4/56号に規定する要件に適合しなければならない。ただし、当該規則第6条に規定する事情が存在する場合は、この限りでない。このただし書の場合は適法な完全証明書又はその関係する部分の抄録で本人に代って行為する権限を示し、かつ、公証人の認証を受けたものを提出しなければならない。また、この者は、当該委任状が現に有効である旨も宣誓の上陳述しなければならない。

第3条

願書には次のものを添付しなければならない。

- (a) 第23条(a)及び(g)に掲げる金額を納付した旨の証明書
- (b) 外国で登録された意匠に係る場合は本国の認証謄本又は証明書で登録日及び登録番号並びに登録の効力の存続期間を記載したもの。そのような文書は、国立産業財産機関に登録された宣誓翻訳者によってスペイン語に翻訳されなければならない。前記文書は、それが当該意匠の登録を受けた外国から交付された証明書である限り如何なる認証も必要としない。
- (c) 1組の図面。そのうち原本は、平滑な厚紙により作成し、謄本のうち1通は、トレーシングクロス、又2通は、感光紙により作成する。これらの用紙は、何れも白地でなければならない。
- (d) 意匠の構成要素の簡単な説明書で図面の原本1通及び謄本3通により呈示された情報を完成することに資するもの
- (e) 提出図面の各葉を再現するステロ版1個及び図面の複製10個
- (f) 代理人により手続をする場合においてその権限が前条(e)に掲げるものでない特別のものであるときはこれを証明する書面

第4条

前2条に規定する願書、図面及びステロ版は、国立産業財産機関がそのために特に定める様式その他の条件に適合しなければならない。

第5条

意匠の図面、ステロ版及び相応する説明書を添付しない願書は、受理しない。

第 6 条

意匠登録出願は、第 7 条、第 8 条及び第 9 条に規定する手続及び本規則の基礎となる法第 5 条に規定する最先出願の原則に従わなければならない。手続が完結したときは、出願は、工業意匠登録官により備えられた帳簿に登録され、また、証書が、第 10 条の規定に従って公布され、かつ、公告が、第 11 条及び第 12 条の規定に従って行われる。

第 7 条

出願を受理した時は、封緘した書類を開封し、その標題を付した初葉に出願番号及び出願受付の年月日時分を記載し、その証書を当事者に送付しなければならない。

出願を受理したときは、出願の順序に従い連続番号及び前段落に掲げる事項を出願簿に記入しなければならない。

第 8 条

工業的意匠の登録は、各登録出願の番号及び各登録出願の対象を基準にして 2 重に行われる。各登録出願の対象を基準にして登録をするために国立産業財産機関は、類別を定め、この類別に従って区分登録を行う。

登録は、各類について番号簿の順序と同一の順序に従って行われる。

登録簿は、正副 2 部保管される。その謄本は、何人に対してもその請求により交付される。

第 9 条

登録を完了した時は、感光紙で作成した謄本 1 通及び第 3 条の説明書 1 通は、公衆の閲覧に供するためにこれを編綴し、その表紙に登録名義人の名称、登録年月日、登録番号、登録の対象の属する類及び存続期間を記載する。

第 10 条

登録の証拠として証書が交付される。この証書には登録番号、その出願の年月日時分、存続期間並びに登録名義人の名称及び住所が記載され、登録官の職権を行使する国立産業財産機関の長又は所定の代理人が署名する。当該長もその所定の代理人も欠けるとき又は一時その職権を行使することができないときは、当該長の指名する職員がこれに署名する。

前段落の証書にはトレーシングクロスで作成した図面及び説明書各 1 通を添付しなければならない。

第 11 条

意匠が登録されたときは、第 3 条(a)の規定による当事者の費用負担で工業意匠又はひな形の図面の複製、登録名義人の名称登録番号、登録日及びその存続期間の満了日が公告される。意匠登録から生じる権利の任意の放棄及び裁判所の判決による登録の取消は、無料で公告される。

第 12 条

公告は、命令第 10,261/21 号の規定により国立産業財産機関が発行する公報中当該目的のために設置された該当欄に 1 回掲載される。

第 13 条

利害関係人は、手数料を納付して第 9 条の編綴書類中の文書の写真複製又はその認証謄本の交付を請求することができる。この手数料の額は、国立産業財産機関の提案に基づき工鉦業大臣が定める。

第 14 条

意匠登録の更新出願は、第 2 条(c)の規定を除き同条に規定する方式に適合しなければならない。

第 15 条

意匠登録更新願書には次の書面を添付しなければならない。

- (a) 第 23 条(b)又は(c)及び(h)に掲げる手数料を納付した旨の証明書
- (b) 第 3 条(f)に掲げる書面
- (c) 登録更新の裏書をするために必要な原登録証

第 16 条

登録更新は、その更新の回数を指示して当該登録簿及び登録名義人の提出に係る登録証に記入しなければならない。

第 17 条

工業意匠の登録が更新されたときは、原登録の公告日を表示してその旨が当事者の費用負担で公告される。

第 18 条

更新登録出願が当該登録の存続期間の満了の 9 月より前に行われたときは、この出願は、受理されない。

第 19 条

譲渡の登録申請書には次の書面を添付しなければならない。

- (a) 譲渡証が願書に含まれていない場合は、譲渡を証する書面
- (b) 第 23 条(d)又は(e)及び(h)に掲げる手数料を納付した旨の証明書
- (c) 登録証
- (d) 第 2 条(e)に規定する除外例を適用する場合を除き第 3 者が本人に代わり手続をする権限を有するときは、これを証する書面

第 20 条

譲渡は、当事者の費用負担で公告され、当該登録簿に登録され、かつ当事者が提出する当該登録証に記入される。

第 21 条

本規則の基礎となる法第 12 条(法律第 6,673 号)の不服申立は法律第 50 号に規定する期間内

にしなければならない。また、不服申立手続に関する限り同法の規定を遵守しなければならない。

第 22 条

本規則の基礎となる法第 28 条の出願変更を請求する権利は、特許出願に対する拒絶の通知を受けた日から 30 就業日以内に行使しなければならない。この期間を遵守しない者は、特許出願の日に成立した優先的権利を失う。

変更出願人は、新たに意匠登録出願をする際に必要とされるすべての要件を遵守しなければならない。また、この変更出願は、第 7 条に規定する順位番号を付して出願簿に記入される。出願変更を請求する権利は、本規則の施行後にした特許出願についてのみ行使することができる。

第 23 条

本規則に規定する出願等の手続をするときは、次の手数料を納付しなければならない。

(a)	最初の登録出願	\$500
(b)	最初の登録更新	\$1,000
(c)	第 2 回の登録更新	\$1,500
(d)	意匠権の移転(相続を除き、かつ、譲渡人の事業の移転、会社の組織変更又は譲渡人の債権債務の移転の結果としての意匠権の移転を除く。)	\$1,000
(e)	前号の除外例に該当する行為から生じる移転及び遺贈登録名義人の名称変更及び商号変更	\$300
(f)	原本の交付以外の手続又は証書の認証謄本の交付 ただし、規定を超える各枚毎に	\$250 \$50
(g)	最初の意匠登録公告 各欄につき 1 センチメートル毎に その最低額	\$100 \$300
(h)	登録更新公告又は譲渡公告 各欄につき 1 センチメートル毎に その最低額	\$100 \$300

第 24 条

工鉱業大臣は、本規則が効力を生じた後 1 年を経過したときは、毎年上述の手数料を改訂することができる。

第 25 条

徴集した金額及び本規則の基礎となる法律の施行から生じる支出金額は、「国立産業財産機関の特別勘定 - 料金」の部の借方及び貸方にそれぞれ記入される。この特別勘定は、工鉱業大臣の権限により開設され、この目的のために運営される。

第 26 条

工鉱業大臣は、国立産業財産機関の建議に基づき本規則の基礎となる法律に従ってする出願等の手続について純粋に手続的性格を有する規則を発することができる。

第 27 条

本規則は，工鉱業大臣及び大蔵大臣が署名し，経済大臣が連署しなければならない。

第 28 条

本規則は，通達され，公布され，かつ，官報主務官庁に送付され，又，国の記録に寄託される。